

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公表番号】特表2014-515320(P2014-515320A)

【公表日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-034

【出願番号】特願2014-511519(P2014-511519)

【国際特許分類】

B 3 2 B 5/22 (2006.01)

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 5/22

A 6 1 F 13/00 3 5 5 D

A 6 1 F 13/00 3 5 5 F

A 6 1 F 13/00 3 5 5 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月1日(2015.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

本明細書中に引用される刊行物の完全な開示は、それぞれが個々に組み込まれたかのように、その全体が参照により組み込まれる。本発明の範囲及び趣旨から逸脱することなく、本発明の様々な改変及び変更が当業者には明らかとなるであろう。本発明は、本明細書に記載される例示的な実施形態及び実施例によって不当に限定されるものではない点、また、こうした実施例及び実施形態はあくまで例示を目的として示されるにすぎないのであって、本発明の範囲は本明細書において以下に記載する「特許請求の範囲」によってのみ限定されるものである点は理解すべきである。

以下に、本願発明に関連する発明の実施形態について列挙する。

【実施形態1】

不織布織維性カバーウェブと、

前記カバーウェブに結合された織布スクリムと、

前記カバーウェブと前記織布スクリムとの間に配置された、複数の離間した弾性糸と、を含む、弾性複合物品。

【実施形態2】

前記弾性複合物品が、高分子結合剤により結合されて統合構造体になっている、実施形態1に記載の物品。

【実施形態3】

前記高分子結合剤が、前記カバーウェブ、前記織布スクリム、及び前記複数の離間した弾性糸に均一に含浸された、実施形態2に記載の物品。

【実施形態4】

前記織布スクリムが、機械方向に少なくとも40デニールのフィラメント質量密度を有し、横ウェブ方向に少なくとも70デニールのフィラメント質量密度を有する、実施形態1～3のいずれか一項に記載の物品。

【実施形態5】

前記織布スクリムが、機械方向に少なくとも40デニールのフィラメント質量密度を有

し、横ウェブ方向に少なくとも 150 デニールのフィラメント質量密度を有する、実施形態 4 に記載の物品。

[実施形態 6]

前記織布スクリムが、前記機械方向に 1 インチあたり 25 以下の打ち込み本数を有し、前記横ウェブ方向に 15 以下の打ち込み本数を有する、実施形態 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 7]

前記織布スクリムが、前記機械方向に 1 インチあたり 20 以下の打ち込み本数を有し、前記横ウェブ方向に 10 以下の打ち込み本数を有する、実施形態 6 に記載の物品。

[実施形態 8]

前記織布スクリムが、前記機械方向に第 1 の引張強度を、前記横ウェブ方向に第 2 の引張強度を含み、第 1 の引張強度の第 2 の引張強度に対する比が 0.8 以下である、実施形態 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 9]

更に他の実施形態における第 1 の引張強度の第 2 の引張強度に対する比が、0.5 以下である、実施形態 8 に記載の物品。

[実施形態 10]

前記不織布ウェブが、15 g/m² 以下の総重量を有する、実施形態 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 11]

前記エラストマー高分子結合剤が、天然ゴムラテックス、合成ラテックス、及びそれらの組み合わせからなる群から選択される、実施形態 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 12]

前記合成ラテックスが、アクリル、ブタジエン、スチレンゴム、ブタジエンゴム、クロロブレン、エチレンイソブレン、ニトリル及びウレタンのホモポリマー若しくはコポリマー・ラテックス、又はそれらの混合物を含む、実施形態 11 に記載の物品。

[実施形態 13]

前記複数の弹性糸が、部分的に延びた糸を含む、実施形態 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 14]

複数の弹性糸が、1 インチあたり 4 ~ 15 の打ち込み本数を含む、実施形態 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 15]

前記複数の弹性糸が、100 ~ 550 デニールである、実施形態 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 16]

前記物品が、自着性である、実施形態 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 17]

前記物品が、包帯である、実施形態 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 18]

前記物品が、圧縮ラップである、実施形態 1 ~ 17 のいずれか一項に記載の物品。

[実施形態 19]

前記物品が、衣類、毛髪、又は皮膚に接着しない、実施形態 1 ~ 18 のいずれか一項に記載の物品。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

不織布纖維性カバー ウェブと、
前記カバー ウェブに結合された織布スクリムと、
前記カバー ウェブと前記織布スクリムとの間に配置された、複数の離間した弾性糸と、
を含む、弾性複合物品。

【請求項 2】

前記弾性複合物品が、高分子結合剤により結合されて統合構造体になっている、請求項
1に記載の物品。

【請求項 3】

前記高分子結合剤が、前記カバー ウェブ、前記織布スクリム、及び前記複数の離間した
弾性糸に均一に含浸された、請求項 2に記載の物品。

【請求項 4】

前記織布スクリムが、機械方向に少なくとも 40 デニールのフィラメント質量密度を有し、
横ウェブ方向に少なくとも 70 デニールのフィラメント質量密度を有する、請求項
1～3 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 5】

前記織布スクリムが、前記機械方向に 1 インチあたり 25 以下の打ち込み本数を有し、
前記横ウェブ方向に 15 以下の打ち込み本数を有する、請求項 1～4 のいずれか一項に記
載の物品。

【請求項 6】

前記織布スクリムが、前記機械方向に第 1 の引張強度を、前記横ウェブ方向に第 2 の引
張強度を含み、第 1 の引張強度の第 2 の引張強度に対する比が 0.8 以下である、請求項
1～5 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 7】

前記不織布ウェブが、15 g/m² 以下の総重量を有する、請求項 1～6 のいずれか一項
に記載の物品。